

由仁町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
由仁町教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものであり、由仁町で働く教育職員の時間外在校等時間、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、業務量・健康確保の適切な管理を行い、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子ども達のための教育の質をさらに高めていくものである。

### (2) 本町の現状

本町では、令和2年4月に教育職員の在校等時間の上限を由仁町立学校管理規則第10条の4に規定し、その他教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

これまでの取組として、校務支援システムを導入し勤務時間管理の徹底を図り、各学校の教頭を勤務管理者として教職員一人一人の時間外在校時間の報告を毎月求め、業務の適正化などの取組を進めてきた。

こうした取り組みの結果、本町における教育職員の令和6年度の時間外在校等時間の状況は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月18.77時間	1.4%	—
中学校	月17.94時間	3.3%	—

これまでの由仁町立学校における働き方改革推進の取組結果から、令和6年度の時間外在校等時間は45時間を超える割合は2.2%と少なく経過している。

現状にとどまることなく、さらなる働き方改革を通じて、教育職員が業務を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保することが必要である。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。【カッコ内は令和6年度の数値】

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を15時間程度にする。

【R6：小学校 18.77時間、中学校 17.94時間】

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【R6：14日】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

- ・ 保護者及び地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・全自治区に配布していた「学校だより」の町ホームページへの掲載や保護者宛の「学級だより」を学校ホームページに掲載することにより負担軽減を図る。

(ウ) 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開を推進する

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する事務補助員を配置する（町採用）。
- ・ICT等の活用により、授業準備や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラーの専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、福祉等の関係機関と学校との連携に関する会議を定期的実施することで、適切な支援を行うことのできる体制を維持する。
- ・特別支援教育支援員の学校への配置を継続する。（町採用）

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、教育職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務

DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%にする。

【R6 : 57%】

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、由仁町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、これまでと同様に各学校の教頭を勤務管理者として教職員一人一人の状況を毎月報告を求め把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修の参加を促すなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地

域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、  
具体の項目について協力を得られるよう取り組む。